

公告第16号
令和8年5月14日
支出負担行為担当官
防衛省防衛研究所企画部総務課
会計室長 森山 剛
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札に付します。

記

- 1 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
- 2 入札日時 令和8年6月16日（火）14：00
- 3 入札場所 防衛省防衛研究所入札室（東京都新宿区市谷本村町5-1 F1棟6階）
ただし、紙による入札参加者がいない場合は、会計室事務所とする。

4 入札に付する事項

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 件 名 | 戦史史料のOCR学習データ等の作成 |
| (2) 規格・数量等 | 仕様書のとおり 1件 |
| (3) 納入場所 | 防衛省防衛研究所 |
| (4) 納 期 | 契約締結日～令和9年3月26日（金） |

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の参加資格を有する者。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という）又は防衛研究所長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。
なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年5月25日（月）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省防衛研究所企画部総務課会計室へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup
又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野に
おける技術力を証明できる者

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格の無い者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書作成の要否 要（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））においても対応可）

10 適用する契約条項 役務請負契約条項

暴力団排除に関する特約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

11 落札者が契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

12 低入札価格調査の実施

(1) 予算決算及び会計令第84条の規定に該当する競争入札の場合、入札の結果、入札価格が予算決算及び会計令第85条の基準に該当することになった時は、入札価格を積算した資料及びその資料を証明する資料等（以下「積算資料等」という）の提出をすること。

(2) 積算資料等の提出に応じない場合又は提出した積算資料等が不十分な場合については、説明を求めると応じること。

(3) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合がある。

13 その他

(1) 入札参加希望者は下記担当者まで連絡のうえ、資格審査結果通知書（写）を提出し入札説明書及び仕様書を受領すること。

なお、入札説明書及び仕様書のメールによる配布を希望するものは、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：bouken-shiyousyokoufu@ext.nids.mod.go.jp

メール件名：公告番号□□号「件名（○○○）」入札説明書送付依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 入札参加希望者は、以下に記載する〔適合条件〕を満たすことを証明する書類を令和8年5月28日（木）12：00までに提出し、承認を得ること。

(3) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.geps.go.jp/>）を利用した応札及び入開札手続により実施する。電子調達システムによる入札の場合は、令和8年6月15日（月）17：00までに応札すること。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とする。

なお、郵便による入札の場合は、令和8年6月15日（月）17：00までに必着のこと。

(4) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(5) 本書記載事項の詳細については、下記担当者まで問い合わせること。

防衛省防衛研究所企画部総務課会計室会計第2係 山下

TEL. 03-3268-3111 内線 29124 FAX. 03-3260-3039

[適合条件]

1 条件

(1) 実績

公文書館または公文書館等に類する機関が保有する古文書や公文書の電子化・テキスト化業務に関し、過去5年間でA I-O C Rの学習・評価用データとして近代（明治、大正、昭和）の手書き文字100万字以上の作成役務計3回以上の実績及び上記機関向けのA I-O C Rの開発・改修実績を有すること。

(2) 学習データ作成

官側が提供する手書き史料1点につき、今回の契約において使用する予定のA I-O C Rを使用して学習データを作成し、当該A I-O C Rの精度評価の結果と合わせて提出すること。

(3) セキュリティ

官側が貸し出す画像の保管場所については入退出管理及び24時間警備体制が確立され、使用パソコンについては、社外への流出防止処置が施されているものとする。

(4) 作業従事者

精度評価の報告書作成は、実務経験5年以上の正社員が行うこと。また、当該者は精度評価データ及び学習データ作成の知識を有している人員をあてること。

近世および近代の崩し字を含む手書き文字の解読業務について、経験年数5年以上の人員を入力作業従事者および品質管理者として計5名以上配置すること。

近世・近代の手書き文字等の難読文字の入力品質の確保のため、国文学または歴史学の専門家を監修者として配置すること。

現場責任者及び現場副責任者は、上記実務において、責任者又は副責任者等を務めた実績を有する者であること。

業務従事予定者の名簿を入札時に提出することとし、契約後に業務従事者の入れ替えを行う場合は、官側の承認を得るものとする。

2 提出書類

上記(1)から(4)の条件を満たすことを客観的に証明する資料。なお、書式は任意とし提出書類には会社名等を表示すること。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年5月28日（木）17:00まで

5 その他

(1) 虚偽がないものとする。

- (2) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び説明を求める場合がある。
- (3) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日17時15分までとする。